

令和5年度 長野県犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策の実施状況等 概要

計画の施策体系 ※ () 内は長野県犯罪被害者等支援条例の関係条項

主な実施状況等 ※ 【】内は実施状況一覧の番号

<p>施策の柱 1</p> <p>総合的な支援体制の整備</p>	<p>(1) 支援体制の整備 (第9条)</p>	<p>○「犯罪被害者等総合支援窓口」における総合的な相談対応【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に19件の相談に対応 <p>○「犯罪被害者等のためのノート」及び「犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用した支援【3、4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度にノートを500部作成するとともに、ハンドブックを改訂 <p>○県、県警、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター（以下「センター」）、市町村による連携会議の開催【5】</p>
	<p>(2) 民間支援団体に対する支援 (第23条)</p>	<p>○センターに対する財政・人的基盤の確立に向けた協力などの支援【6～9】</p>
	<p>(3) 人材の育成 (第24条)</p>	<p>○センターと連携した市町村支援担当者向け研修会【10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に1回実施し、市町村担当者80人が参加
<p>施策の柱 2</p> <p>相談・情報提供の充実</p>	<p>(1) 相談及び情報の提供等 (第12条)</p>	<p>○「犯罪被害者等総合支援窓口」において相談に対応するとともに、市町村に設置されている総合的対応窓口を周知【15、16】</p> <p>○センターに上記研修会及び市町村支援担当者に対する助言を委託【17】</p> <p>○県弁護士会と連携した弁護士による無料法律相談【22】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に3件実施 <p>○交通事故事件、子どもや女性、配偶者、障がい者、性被害、心身の被害等に関する相談に対応【23～42】</p>
	<p>(2) 損害賠償請求に関する情報の提供 (第19条)</p>	<p>○被害者向けリーフレット「被害者の手引き」及び「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の作成【45】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に「被害者の手引き」900部、「交通事故にあわれた方とその御家族のために」500部作成
	<p>(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 (第20条)</p>	<p>○被害者等に捜査状況等について連絡する被害者連絡の推進【49】</p>

施策の柱 ※（）内は長野県犯罪被害者等支援条例の関係条項

主な具体的施策 ※【】内は実施状況一覧の番号

<p>施策の柱 3</p> <p>早期回復・生活再建に向けた支援</p>	(1) 心身に受けた影響からの回復 (第13条)	<p>○「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における各種支援【51】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は新規相談128件に対応 <p>○専門家によるカウンセリング等費用及び処方薬料の公費支出【52】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度にカウンセリング等84件・処方薬料58件に対応
	(2) 日常生活の支援 (第14条)	○生活困窮者への自立相談支援【56】
	(3) 安全の確保 (第15条)	○一時避難場所宿泊料の公費支出【61】
	(4) 居住の安定 (第16条)	○県営住宅における犯罪被害者等及びDV被害者等の優先入居等【67、68】
	(5) 雇用の安定 (第17条)	○企業向けセミナーにおける犯罪の被害に遭われた従業員への理解と支援の説明及び県民・事業者向けリーフレットの作成【73】
	(6) 経済的負担の軽減 (第18条)	<p>○長野県犯罪被害者等見舞金の給付【79】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に12件給付 <p>○犯罪被害給付制度の犯罪被害者等への教示【80】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に9件を裁定 <p>○被害者等が負担する診断書料・死体検案書料等、司法解剖後の遺体搬送費用、出頭した参考人等費用、ハウスクリーニング費用の公費支出【85～88】</p>
<p>施策の柱 4</p> <p>県民の理解の増進</p>	(1) 県民の理解の増進 (第21条)	<p>○「犯罪被害者週間」に合わせた県庁ホンデリングプロジェクト、街頭啓発などの集中的な広報啓発【96】</p> <p>○広く県民等に向けた県民・事業者向けリーフレットの作成【101】</p>
	(2) 学校における教育 (第22条)	<p>○「命の大切さを学ぶ教室」の開講【103】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に12回開催し、1,662人が受講 <p>○犯罪被害に遭われた当事者家族の学校への講師派遣【104】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に4校に派遣